

2023年2月28日

新型コロナウイルス感染症対策に係る託送料金等の特別措置  
(支払期日の延長および対象月分の追加) について

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまへ電気を供給している小売電気事業者さま等について、託送料金等の特別措置（支払期日の延長）を講じております。

(2023年1月25日他 お知らせ済み)

新型コロナウイルス感染症の影響が継続している中で、引き続き感染拡大の防止と経済活動の両立に取り組んでいる状況を踏まえ、当社は、託送料金等の支払期日の延長および対象月分の追加を目的に、「託送供給等約款以外の供給条件」および「離島等供給約款以外の供給条件」の設定について、2023年2月17日に経済産業大臣に認可・承認申請を行い、本日、認可・承認されました。

具体的には、下記のとおりです。

記

【小売電気事業者さま等】

1. 特別措置の適用対象

「新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）であって、一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さま」または「一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま」へ電気を供給している小売電気事業者さま等であり、当社に特別措置適用の申出をされた小売電気事業者さま等

2. 特別措置の内容

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金<sup>※1</sup>の2020年3月分から2023年8月分までの料金算定日を原則として以下のとおり延長いたします。

| 対象となる託送料金                            | 今回の特別措置 |
|--------------------------------------|---------|
| 2020年3月分 <sup>※2</sup><br>～2022年12月分 | 5カ月間延長  |
| 2023年1・2月分                           | 4カ月間延長  |
| 2023年3・4月分                           | 3カ月間延長  |
| 2023年5・6月分                           | 2カ月間延長  |
| 2023年7・8月分                           | 1カ月間延長  |

【飛島、粟島および佐渡島において当社と電気のご契約をいただいているお客さま】

#### 1. 特別措置の適用対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）であって、一時的に電気料金の支払いが困難であり、当社に特別措置適用の申出をされたお客さま、または当社に特別措置適用の申出をされ、一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

#### 2. 特別措置の内容

2020年3月分から2023年8月分までの電気料金の支払期日<sup>※3</sup>を原則として以下のとおり延長いたします。

| 対象となる電気料金                            | 今回の特別措置 |
|--------------------------------------|---------|
| 2020年3月分 <sup>※2</sup><br>～2022年12月分 | 5カ月間延長  |
| 2023年1・2月分                           | 4カ月間延長  |
| 2023年3・4月分                           | 3カ月間延長  |
| 2023年5・6月分                           | 2カ月間延長  |
| 2023年7・8月分                           | 1カ月間延長  |

※1 小売電気事業者さま等が、当社設備を介して当社エリアに電気を供給する際の料金。小売電気事業者さま等から当社に対して、お支払いいただくもの。

※2 料金算定日および支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限ります。

※3 支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

■小売電気事業者さま等からのお問い合わせ先

詳細につきましては、当社ネットワークサービスセンターまでお問い合わせください。

《お問い合わせ窓口》

ネットワークサービスセンター TEL. 0570-783501

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から12時、午後1時から午後5時まで

■飛島、粟島および佐渡島において当社と電気のご契約をいただいているお客さまからのお問い合わせ先

詳細につきましては、東北電力株式会社カスタマーセンターへお問い合わせいただくか、お近くの当社事業所窓口までお越しください。

《お問い合わせ窓口》

東北電力株式会社 カスタマーセンター TEL. 0120-066-774

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から午後5時まで

※離島供給のお客さまの各種受付につきまして、東北電力株式会社が代行いたします。

《お申し込み窓口》

山形県

- 酒田電力センターお客さまサービス課（酒田市千石町一丁目12番34号）
- ※飛島にお住いのお客さま

新潟県

- 村上電力センターお客さまサービス課（村上市二之町6番36号）
- ※粟島にお住いのお客さま
- 佐渡電力センターお客さまサービス課（佐渡市中原701）
- ※佐渡島にお住いのお客さま

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から午後4時まで

以 上